

# パッケージ支援施策(各施策資料)

---

# 1. 計画作成に係る支援

○ 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して、重点的な支援を実施。（計画変更や防災指針作成にも支援できる）

計画を作りたい

## ■ 計画策定の支援

### 1【計画策定の支援】

- ①立地適正化計画※
- ②PRE活用計画
- ③広域的な立地適正化の方針
- ④低炭素まちづくり計画

#### 補助対象者

地方公共団体

- 市町村都市再生協議会
- PRE活用協議会
- 鉄道沿線まちづくり協議会

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、550万円まで全額補助

### 2【コーディネート支援】

計画に基づく各種施策の推進のための合意形成等を支援

移転を促進したい

## ■ 誘導施設等への支援

### 3【誘導施設等の移転促進支援】

- 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
- 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000㎡※）
  - 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、延べ床面積500㎡以上へ緩和

### 4【建築物跡地等の適正管理支援】

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援

## ■ 居住機能への支援

### 5【居住機能の移転促進に向けた調査支援】 ※上限500万円/年

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

## コンパクトシティ形成支援事業の概要



## ■ 補助率

### 【1について】

補助対象者：地方公共団体等

補助率：1/2

ただし、立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体について550万円まで全額補助

### 【2～4について】

補助対象者：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2

ただし、地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業は、地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の1/2以内かつ事業費の1/3以内

### 【5について】

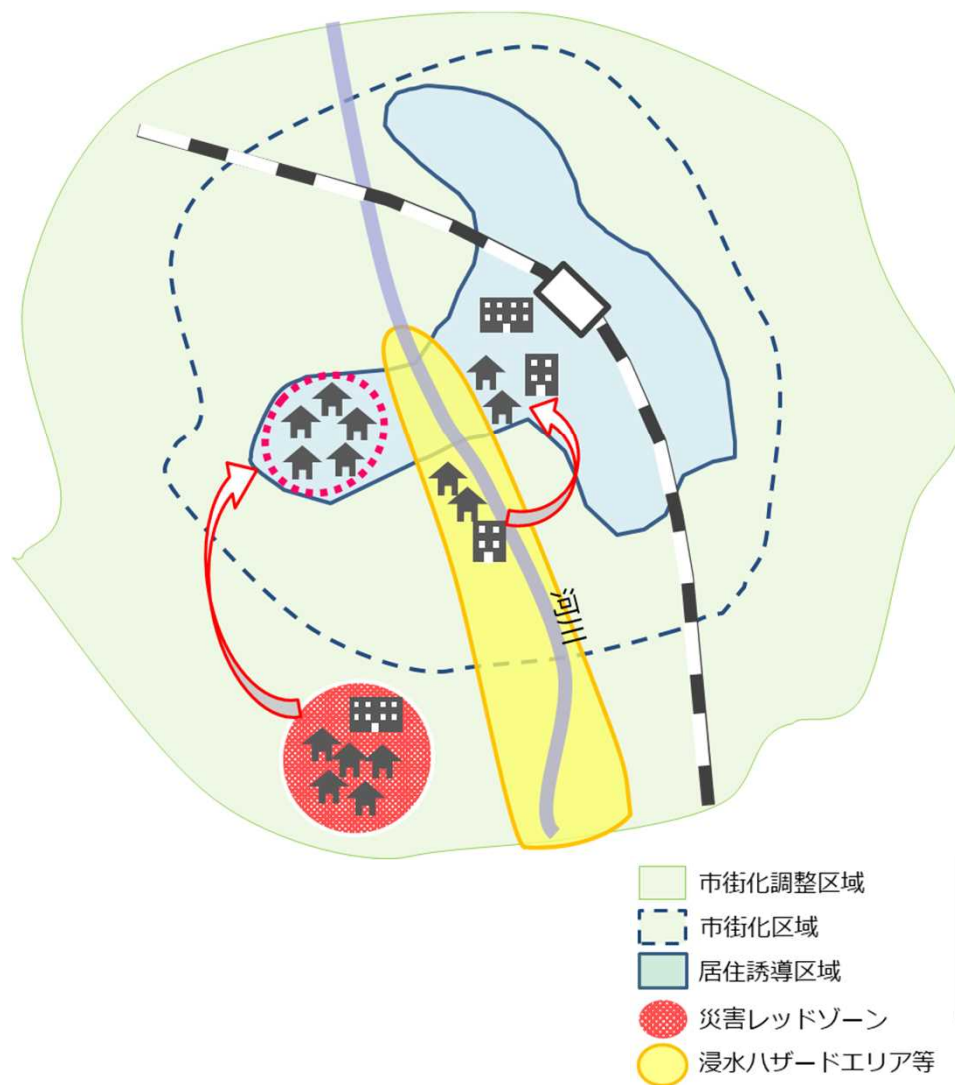
補助対象者：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2 かつ

1 地方公共団体につき年間500万円

## 2. 居住・施設の移転に係る支援

- 災害ハザードエリアからの**住宅又は施設の移転**に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、**手続きの代行等を行う**



### 「居住誘導区域等権利設定等促進事業」

#### 防災移転計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）

- 主 体：立地適正化計画を作成している市町村
- 対 象：災害ハザードエリアから居住誘導区域に住宅又は施設を移転する場合
- 計画内容：市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。
  - ① 移転者の氏名、住所
  - ② 移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等）
  - ③ 移転先の土地建物の権利者の氏名、住所
  - ④ 移転先に設定する所有権、賃借権等の種類
  - ⑤ 移転の時期、移転の対価、支払い方法 等
- 法律の効果：市町村が計画を公告することにより、計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、計画に基づく権利設定を、市町村が一括で登記が可能（不動産登記法の制度）。
- 支援措置：
  - ・計画作成に当たって、固定資産税情報等の活用が可能。
  - ・移転に係る不動産鑑定等の費用について、財政支援。※
  - ・移転に係る開発許可手数料の減免等。
 （※）防災集団移転促進事業やコンパクトシティ形成支援事業（居住機能の移転促進に向けた調査）を実施する場合。

- 住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等に対し事業費の一部を補助
- 地域の合意形成の下、地域まるごとの集団移転を行い、地域コミュニティの維持、防災性向上を実現

## 【事業の要件】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、集団移転促進事業計画を定める。

### 移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある災害危険区域

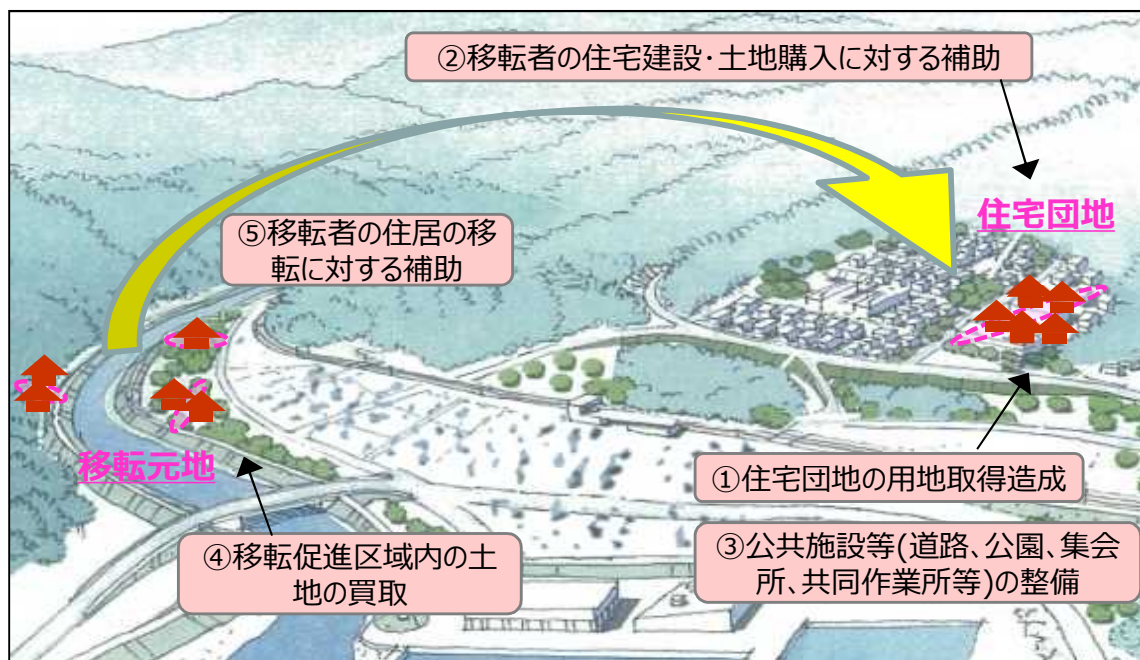
### 移転先（住宅団地）

10戸以上（かつ移転しようとする住居の数の半数以上）

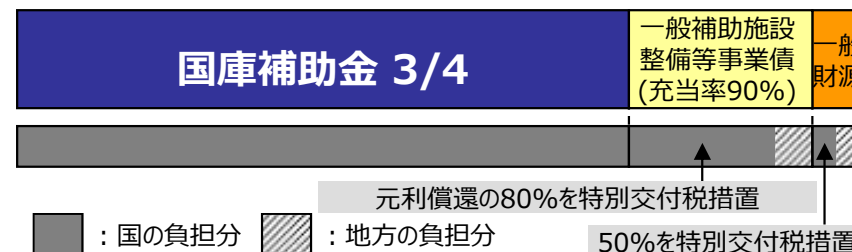
ただし、災害ハザードエリアからの移転については5戸以上（事前移転の促進）

## 【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3 / 4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用（団地を移転者に分譲する場合は国庫補助対象外）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する経費
- ④ 移転促進区域内の土地の買取に要する経費（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限り）
- ⑤ 移転者の住居の移転経費（引っ越し費用等）に対する補助に要する経費
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1 / 2）



## 補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



### 地方財政措置

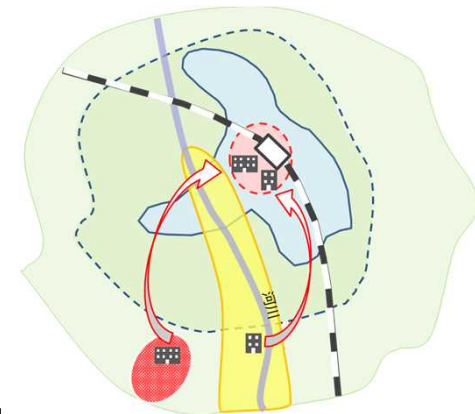
- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
  - 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
- ※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

# 都市構造再編集中支援事業

○病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して支援を実施。

## 【市町村等への支援】

- 事業主体：市町村及び市町村都市再生協議会等
- 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
- 国費率：1/2
- 整備に要する費用（購入費を含む。）の1/2を国からの支援額とする。
- 誘導施設の整備の他、都市再生整備計画に位置付けられた居住誘導区域内の公共公益施設の整備等についても国費率45%（都市機能誘導区域内は国費率1/2）で支援。



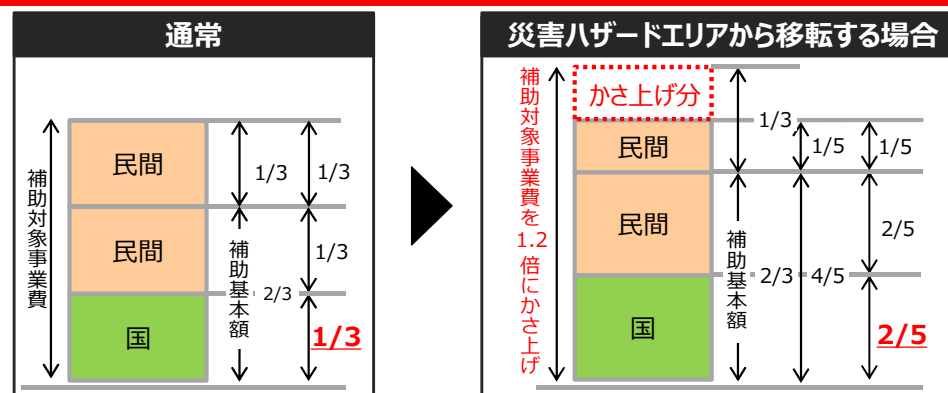
凡例

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区
- ハザードエリア
- 浸水想定区域

## 【民間事業者等への支援】

- 事業主体：民間事業者等
- 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
- 国費率：1/2
- 民間事業者等に対する市町村からの公的不動産活用支援等による額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）の1/2のいずれか低い額を国からの支援額とする。
- 災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ。

## ＜補助対象事業費※のかさ上げのイメージ＞



※ 補助対象事業費：設計費、土地整備費、用地取得費※1、共同施設整備費、専有部整備費※2、負担増分用地費、貸借料

※1 用地取得費については、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。

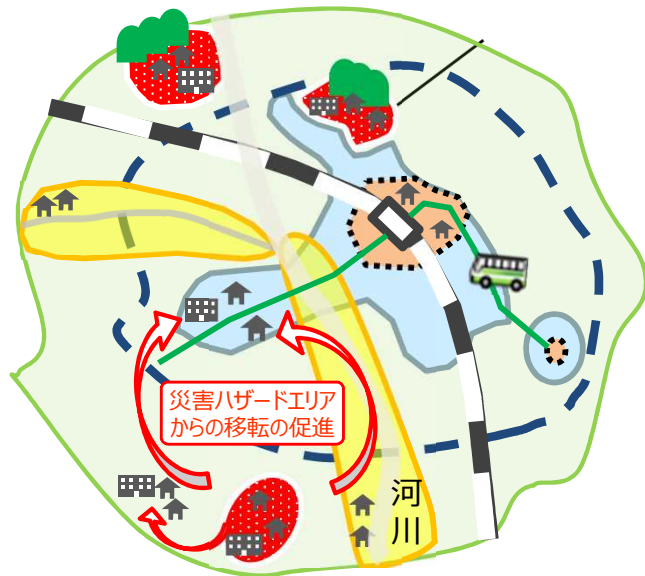
※2 専有部整備費については、専有部の整備に要する費用の23%とする。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアに立地する医療・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまちなかへの移転を積極的に推進する。

## 都市構造再編集中支援事業

- 立地適正化計画に記載する防災指針に位置付けられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件を緩和する。



市街化区域

市街化調整区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域

<災害ハザードエリア>

災害レッドゾーン

浸水ハザードエリア 等



病院



老人デイサービスセンター



子育て支援施設

### 災害ハザードエリアから誘導施設を移転

- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
  - ・医療施設（病院、診療所等）
  - ・社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
  - ・教育文化施設（認定こども園、小学校等）
  - ・子育て支援施設（乳幼児一時預かり施設等）



# がけ地近接等危険住宅移転事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

## 事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業【昭和47年度～】

## 補助対象

### (1) 除却等費

○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等(限度額:975千円/戸)

### (2) 建設助成費

○危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(借入利率:年8.5%を限度)

限度額:【通常】4,210千円/戸 (建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)

【特殊地域】7,318千円/戸 (建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)

※特殊地域～特殊土地地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

### (3) 事業推進経費

○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

## 補助要件

### (1) 対象地区要件

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 (建築基準法第39条第1項)
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域 (建築基準法第40条)
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法第9条)
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域 (土砂災害防止法第4条)
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域 (災害救助法第2条)

### (2) 対象住宅要件

- 既存不適格住宅
  - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅
- ※ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

## 交付率

国:1/2、地方公共団体:1/2

## 交付団体

都道府県、市町村

## 事業実施主体

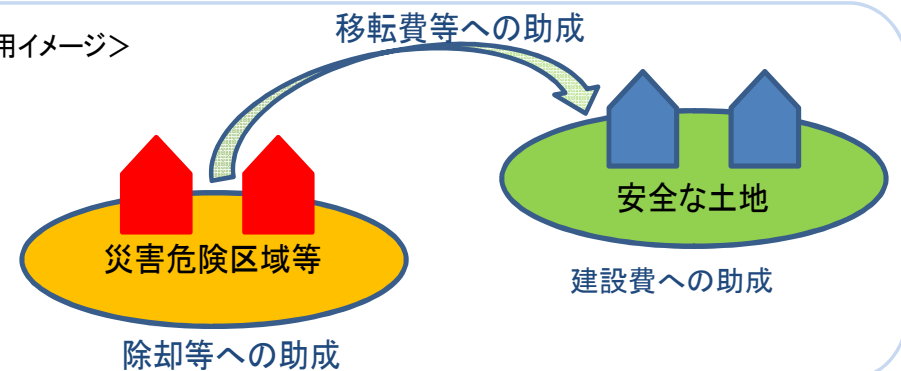
市町村

(市町村が事業主体となりたがいたい事情がある場合は都道府県。)

【限度額が引き上げられる地域】

	特殊土地地帯	地震防災対策強化地域	急傾斜地崩壊危険区域	災害危険区域
根拠法	特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法	大規模地震対策特別措置法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建築基準法
指定権者等	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣	内閣総理大臣	都道府県知事	地方公共団体(条例)

<適用イメージ>



### 3. 居住地の面的整備に係る支援

# 大規模盛土造成地に係る宅地被害防止事業

- 防災指針に即した事業として、宅地被害防止事業（宅地地盤の滑動崩落又は液状化の被害の防止を促進する事業）について立地適正化計画に記載することができる。市町村が宅地被害防止事業について記載した立地適正化計画を公表した場合、宅地造成等規制法の業務を当該市町村が行うことができる制度を創設（都道府県から市町村への権限移譲を円滑化）。
- 宅地被害防止事業については、別途予算面において支援を強化（「宅地耐震化推進事業」参照）

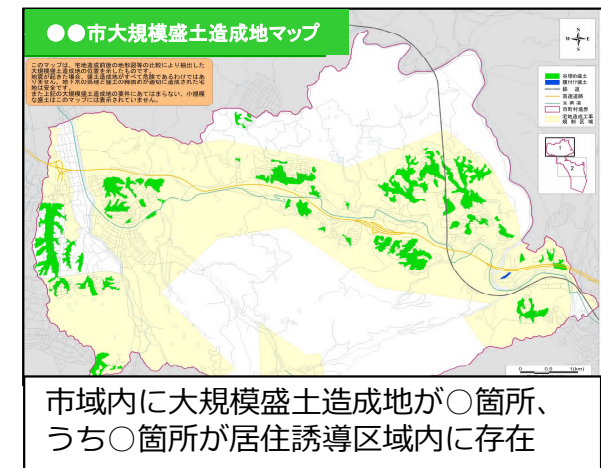
## < 立地適正化計画における大規模盛土造成地防災対策の位置づけ（イメージ） >

### ○ 宅地の安全性確保に向けた基本的な考え方

- ・ 居住誘導区域の全域（あるいは一部区域）を、宅地被害を防止する区域と位置づける。
- ・ 当該区域内の大規模盛土造成地について、重点的に安全性を把握するための調査等を推進する。調査等の結果、安全性が不足する大規模盛土造成地については、対策工事の実施を検討する。

### ○ 大規模盛土造成地の状況

- ・ 市では、H〇年に第一次スクリーニングを実施し、対象地約〇箇所を大規模盛土造成地マップとして公表した。うち、居住誘導区域内の盛土は〇箇所である。
- ・ さらに、H〇年に第二次スクリーニング計画を実施した結果、居住誘導区域内の早期に安全性確認が必要と考えられる大規模盛土造成地は〇箇所である。



### ○ 宅地被害防止事業

#### ① 安全性を把握するための調査

○箇所を対象に実施（今後〇年間を目標）

- ・ 対象地区：〇〇地区、〇〇地区、・・・
- ・ 事業概要：地質調査（調査ボーリング、表面波探査等）、安定性検討

#### ② 対策工事

①の変動予測調査の結果を踏まえ、安全性が不足する箇所について実施を検討



早期に安全性確認が必要と考えられる箇所（イメージ）

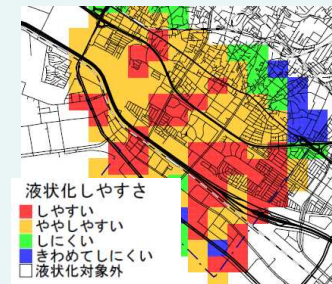
# 宅地耐震化推進事業の概要

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について補助する。

## ○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や応急対策工事に要する費用の一部を補助。

- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等  
**交付率** 1/3、1/2（2022年度まで）  
**交付対象** ・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査  
 ・宅地擁壁等の危険度調査 ・宅地擁壁等の応急対策工事



液状化しやすさマップ（千葉県）



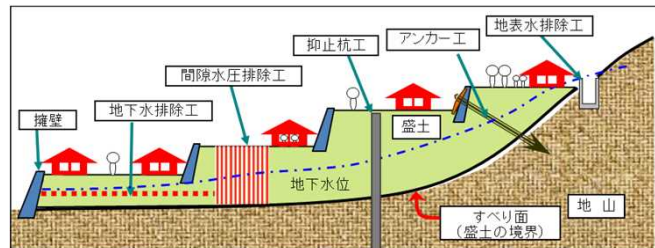
擁壁の危険度調査



擁壁の防災対策

## ○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ

### 事業要件

- ① 宅造法第16条第2項の勧告又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
- ② 下記のいずれかに該当すること
  - ・盛土面積3,000㎡以上かつ住戸10戸以上
  - ・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ住戸5戸以上
  - ・盛土高さ2m以上かつ住戸2戸以上（震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件）
- ③ 滑動崩落により、道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道）、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等  
**交付率** 1/4、1/3、1/2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）  
**交付対象** 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

### ● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通

上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは交付率 1/2

- ① 立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合
- ② 滑動崩落により人家10戸（避難路を有する場合は5戸）以上へ流出する場合
- ③ 震度5弱相当で滑動崩落する場合

## ○ 宅地液状化防止事業

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。



道路と宅地との一体的な液状化対策を行う工法のイメージ（地下水水位低下工法）

### 事業要件

- ① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 宅地液状化防止事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
- ④ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

- 事業主体** 地方公共団体  
**交付率** 1/4、1/2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）  
**交付対象** 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

大規模地震による盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、令和2年度末までに全国で作成・公表する、大規模盛土造成地マップや液状化マップを活用し、地盤調査等の宅地の安全性把握のための取組をさらに加速化し、事前対策を促進する。

## 宅地耐震化推進事業の拡充（延長）

平成30年北海道胆振東部地震により発生した滑動崩落や液状化被害など宅地被害が発生

令和2年度末までに全国でマップの作成・公表が完了

事前対策の必要性が顕在化

盛土の位置や液状化の発生傾向が強い地区が判明

作成したマップに基づき、各地区において、地盤調査や安定計算を実施し、安全性を把握

地盤調査等により、事前対策が必要であると判定された場合

事前対策工事を実施

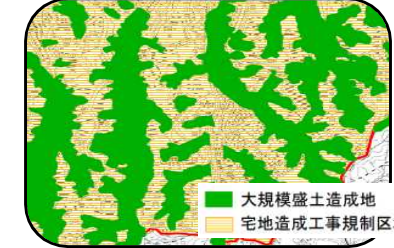
北広島市大曲地区(滑動崩落被害)



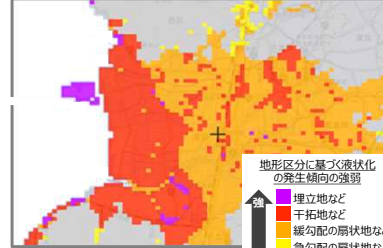
札幌市里塚地区(液状化被害)



大規模盛土造成地マップ



液状化マップ（発生傾向図）

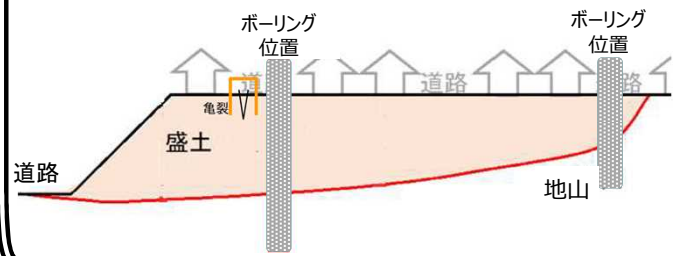


## 拡充(延長)

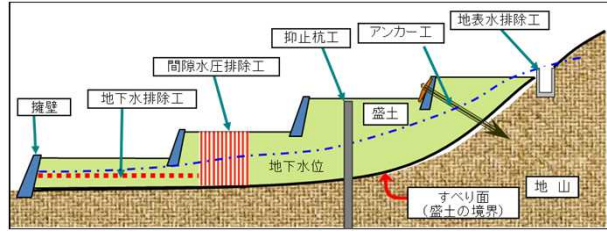
交付対象:地方公共団体  
国費率: 1/3⇒1/2(H30補正で措置)

➔ **1/2を延長**

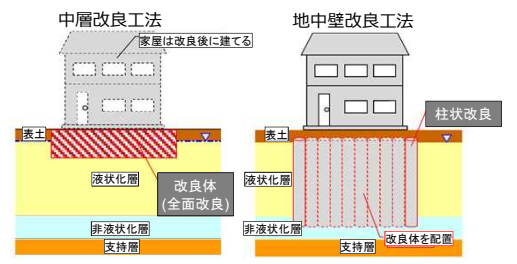
<大規模盛土造成地の地盤調査の例>



【滑動崩落対策の例】



【液状化対策の例】

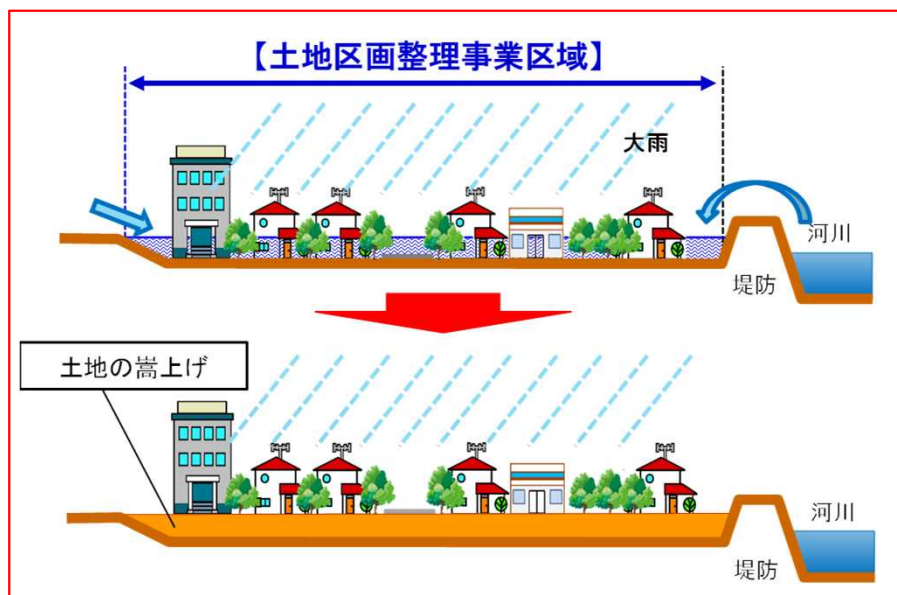


- 令和元年台風第19号等の水災害等の宅地災害等を踏まえ、増大する自然災害リスクに対応するため、立地適正化計画における防災対策の位置付けを推進するとともに、当該防災対策に基づく取組への支援を強化。

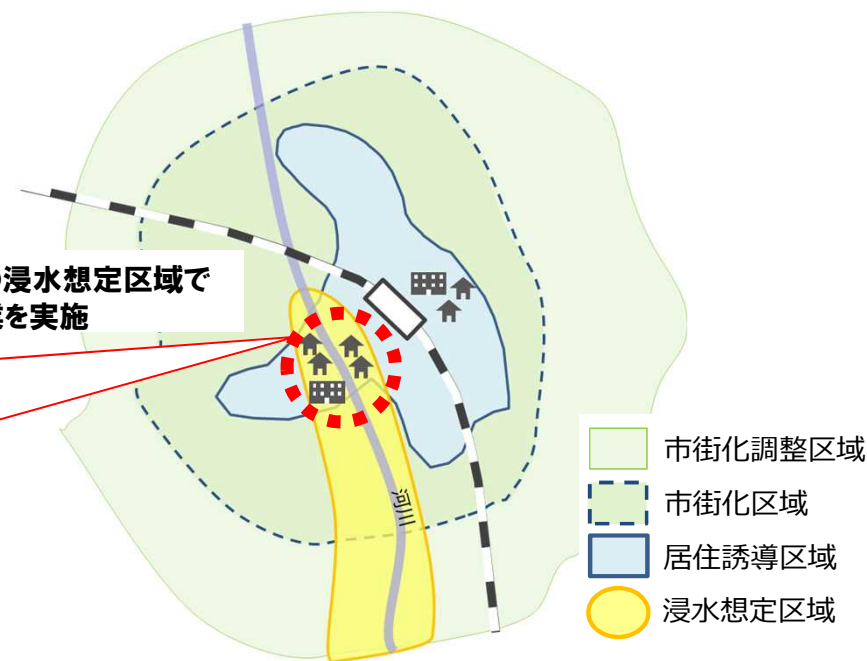
## ■ 拡充内容

- ・ 居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に算入することが可能。（令和二年度予算より措置）

### 【土地の嵩上げによる浸水対策のイメージ】



居住誘導区域内の浸水想定区域で  
土地区画整理事業を実施



### 【対象要件】

- ①、②および③を満たす場合について、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額に算入
- ① その面積が20ha以上であり、被災が想定される棟数が1,000棟以上の浸水想定区域内で行われる事業
  - ② 居住誘導区域内であり、人口密度40人/ha以上の区域内で行われる事業
  - ③ 立地適正化計画に防災指針が記載されており、当該防災指針に即して行われる事業

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、既成市街地における浸水被害の防止・低減等のために実施する土地区画整理事業等に対し重点的な支援を実施する。

## 都市再生区画整理事業

- 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地における防災性の向上を図るため、防災指針に基づき総合的な浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

### 【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】

#### 拡充の概要

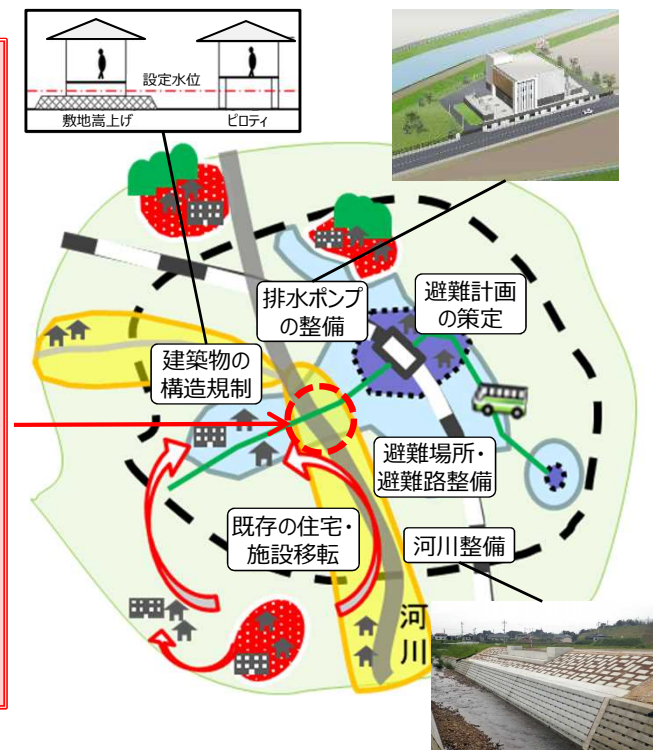
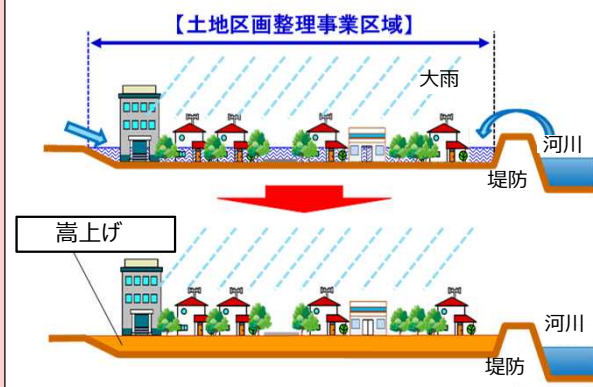
防災指針に基づく総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、

- ① 都市再生区画整理事業の**重点地区の対象に追加し、重点的に支援**
- ② 事業化促進のため事業実施前に**公共施設用地の取得等への支援を拡充**

#### 土地区画整理事業

- 土地の高上げ
- 雨水貯留施設の整備 等

##### 【区画整理による土地の高上げ】



- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア 等

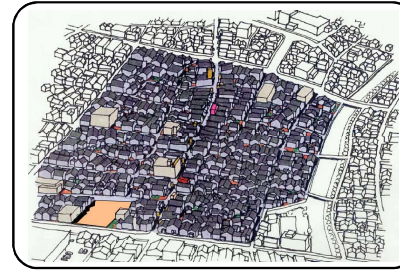
密集市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。

## 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

## 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上



## 地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備

コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）

（交付率：1/2、1/3）

## 老朽建築物等の除却・建替え

老朽建築物、空き家等の除却

買収費、除却工事費、通損補償等

（交付率：1/2、1/3、2/5）

沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業

一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等（交付率：1/3）

共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等

（交付率：1/3）

防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成（戸建住宅にも助成）

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等

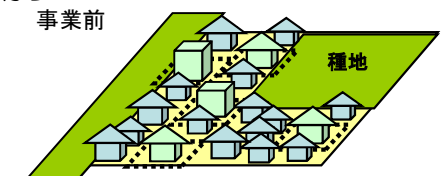
（交付率：1/3）



## 防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う

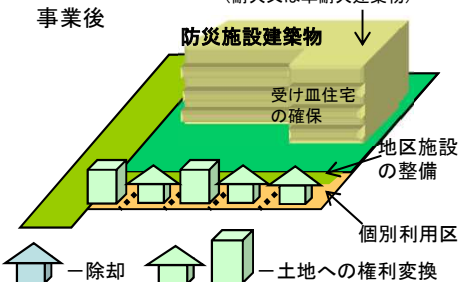
事業前



権利変換方式  
（除却、移転についての強制力の付与）

共同化による防災性の向上  
（耐火又は準耐火建築物）

事業後



調査設計計画（権利変換計画作成を含む）  
土地整備、共同施設整備（交付率：1/3）

## 事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

## 受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2、2/3）



# 小規模住宅地区改良事業

## 1. 概要

不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業。  
 ※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当する。

## 2. 根拠

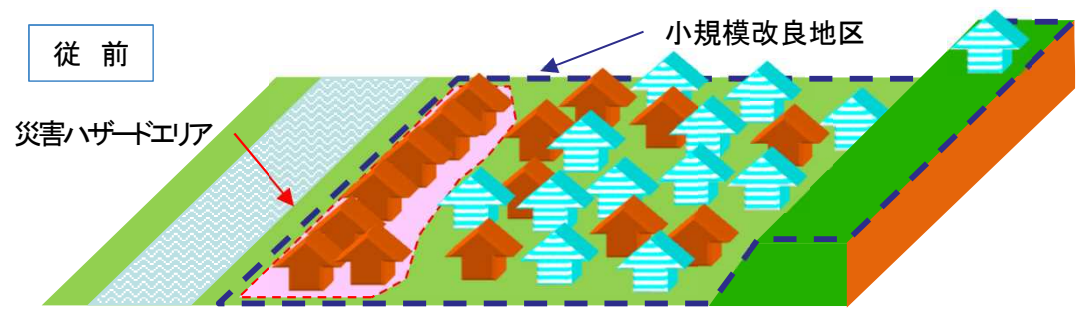
小規模住宅地区等改良事業  
 制度要綱(住宅局長通達)







## 3. 対象地区

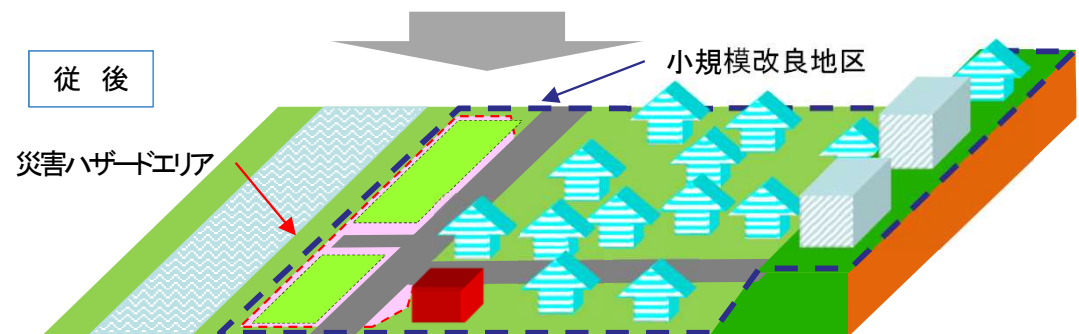
- ・不良住宅戸数 15戸以上
  - ・不良住宅率 50%以上
- 等

## 4. 補助対象

- ・不良住宅の買収・除却 (補助率) (1/2)<sup>※</sup>
  - ・小規模改良住宅整備 (2/3)
  - ・小規模改良住宅用地取得 (1/2)
  - ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
  - ・津波避難施設等整備 (1/2)
- ※ 跡地非公共は1/3 等



	良住宅		不良住宅
	小規模改良住宅		地区施設(集会所等)
	緑地・公園等		道路



小規模住宅地区改良事業の実施事例(奈良県野迫川村)

## 4. 住居・施設等の整備に係る支援

# 都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等  
 国費率：1／2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域内等）

## 対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞  
 ○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】  
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）※、土地区画整理事業等

【提案事業】  
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

＜民間事業者等＞  
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備  
 ーただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

## 施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

- ーただし、次の市町村を除く※1。
- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

- ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。
- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2
- ※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く）。
- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域※3

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

# 都市構造再編集中支援事業

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、都市機能の安全性の強化等の防災まちづくりの推進の観点から、市町村等による都市機能の防災力強化の取組等を積極的に推進する。

## 都市構造再編集中支援事業

① 医療・福祉施設等の整備にあたって、ピロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策を行う場合、補助対象事業費の上限額を引き上げ。

### 【誘導施設における防災対策のイメージ】

ピロティ化



止水板の設置



電源設備の高層階設置



- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
  - ・医療施設（病院、診療所等）
  - ・社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
  - ・教育文化施設（認定こども園、小学校等）
  - ・子育て支援施設（乳幼児一時預かり施設等）

② 立地適正化計画に基づく道路整備や都市開発事業等と一体的に実施され、災害時に防災拠点や一時滞在施設へ電気を供給する分散型エネルギーシステム※の整備へ支援。

※分散型エネルギーとは従来の大規模・集中型エネルギーに対して、比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。システムとはCGS（コージェネレーションシステム）や自営線等を指す。  
※CGSについては整備に要する費用の2分の1に相当する額を補助対象事業費とする。

### 【分散型エネルギーシステムのイメージ】

CGS



自営線



エネルギー導管



# 市街地再開発事業等

居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成や、エリアマネジメント等を通じたまちの持続的な魅力向上、都市の防災機能向上等に資する広場等の整備及び地区レベルの防災・減災対策を推進するため、これらに資する取組を行う市街地再開発事業等※<sup>1</sup>に対する支援を強化

## ■ 拡充内容（補助対象（共同施設整備）の追加）

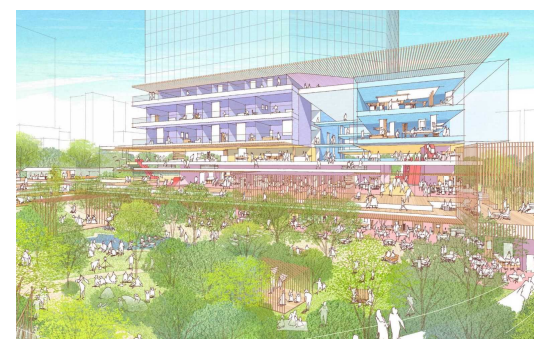
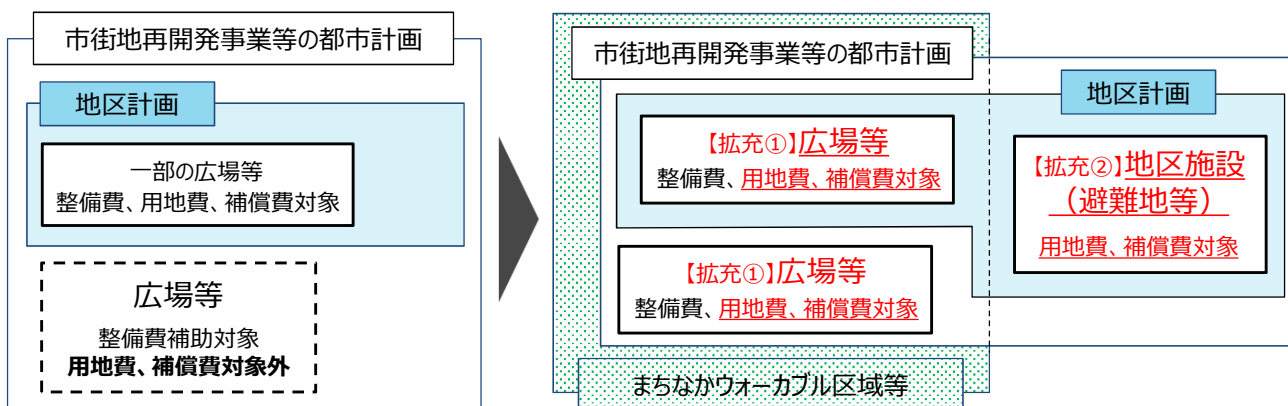
※<sup>1</sup> 市街地再開発事業、防災街区整備事業

現行	R 3 拡充
<p>【現行】広場等の整備 地区計画に定められた広場等※<sup>2</sup>のうち、概ね1000m<sup>2</sup>以上である等、一部の広場等整備に要する費用（用地費及び補償費※<sup>3</sup>）（国費率：1/3）</p> <p>※<sup>2</sup>：広場、公園、緑地 ※<sup>3</sup>：地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む</p>	<p>【拡充①】広場等の整備 市街地再開発事業等により整備される広場等のうち、下記の条件を全て満たす広場等整備に要する費用（用地費及び補償費）を補助対象に追加（国費率：1/3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 市街地再開発事業等の都市計画に定められた広場等</li> <li>ii) まちなかウォークアブル区域又は防災指針に基づく取組が行われる区域内</li> <li>iii) 面積が概ね1,000m<sup>2</sup>以上※<sup>4</sup></li> </ul> <p>※<sup>4</sup>：施設建築敷地内に空地が整備される場合は、面積算定においてのみ、当該空地面積も含めてよいものとする</p> <p>【拡充②】地区レベルの防災・減災対策 市街地再開発事業等により整備される地区施設のうち、下記の条件を全て満たす施設整備に要する費用（用地費及び補償費）を補助対象に追加（国費率：1/3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 地区施設のうち、雨水浸透機能の高い緑地又は避難地</li> <li>ii) 面積が概ね1,000m<sup>2</sup>以上※<sup>4</sup></li> </ul>

補助対象拡充のイメージ（赤字下線が拡充部分）

（現行）

（R 3 拡充）



<イメージ>  
広場等と一体となった再開発



<イメージ>  
避難地の整備

# 災害危険区域の概要

## 制度の内容

地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。

※既存建築物の存続自体を禁ずるものではない。

※砂防事業や防波機能の整備等により危険が除去された場合には区域の解除可能。

### 根拠条文

建築基準法第39条

### 指定権者

地方公共団体が条例で指定

### 条例の例

#### ●静岡県建築基準条例(抄)

(指定)

第3条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域

(建築の制限)

第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事ががけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。

【急傾斜地崩壊による指定の例】



## 指定の推移

平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日
22,697箇所	23,076箇所	22,247箇所	22,641箇所	22,781箇所	22,741箇所	22,784箇所

※指定理由は急傾斜地崩壊が太宗を占めている

# 住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係)

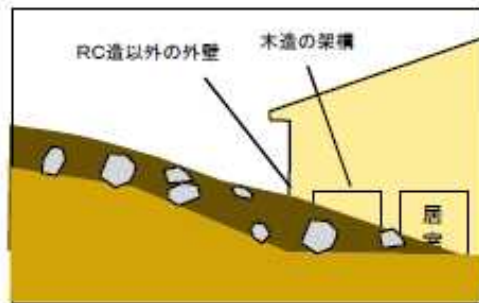
## ■目的

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等とあわせて、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

## ■事業内容

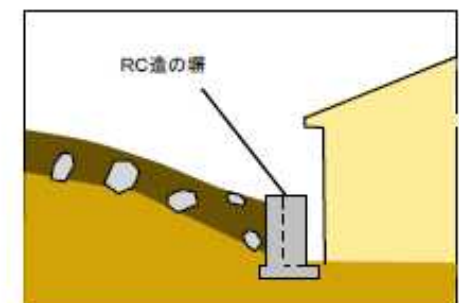
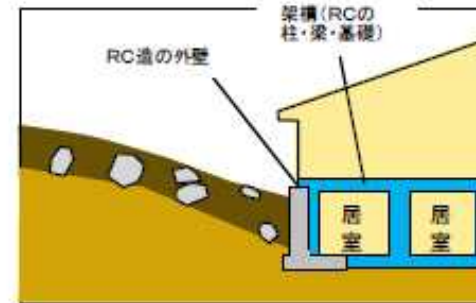
- 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修  
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

- 補助対象：以下の要件を満たす建築物。
  - ・ 土砂災害特別警戒区域内の建築物
  - ・ 建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

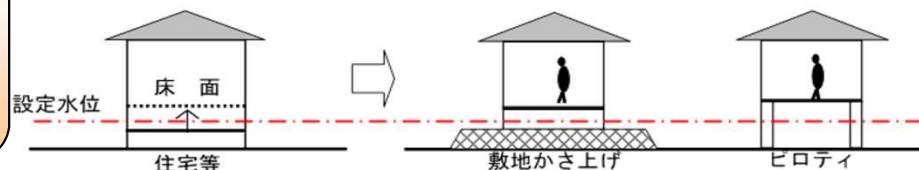
○ 補助率：23% (うち国費11.5%)

○ 補助対象限度額：3.36百万円/棟

令和3年度予算：  
社会資本整備総合交付金等の内数

災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援を行う。

<災害危険区域内における建築制限のイメージ>



## 住宅

### 計画策定

地方公共団体実施：国 1 / 2

### 基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3  
地方公共団体実施 1 / 2

## 通常支援

### 改修、建替え

#### ■ 対象となる住宅

災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注1）

#### ■ 交付率

国と地方で 2 3 %

#### ■ 補助限度額

2 8 0 万円 / 棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする  
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

### 事業期間

令和 3 年度～令和 7 年度

ただし、令和 8 年度以降の区域指定であっても、令和 7 年度までに計画策定等した場合は経過措置あり

## 重点支援

### 改修、建替え

#### ■ 対象となる住宅

要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注1）

#### ■ 交付額

国と地方で 1 0 0 万円 / 棟

#### ■ 補助限度額

改修工事費の 8 割

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする  
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

#### ■ 対象となる災害危険区域の要件

○令和 3 年度以降の新規指定区域

○立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等※を定めている地方公共団体の既存区域  
※土地利用等に関する対策を記載するもの

## 建築物

### 計画策定

地方公共団体実施：1 / 3

### 基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3  
地方公共団体実施：国 1 / 3

### 改修、建替え

#### ■ 対象となる建築物

災害危険区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画において指定された避難所等及び一時集合場所等（集合住宅の共同利用施設を含む）（注1）

#### ■ 交付率

対象建築物	交付率
避難所等	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3
一時集合場所等	民間実施：国と地方で 2 3 %

#### ■ 補助限度額

2 8 0 万円 / 棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする  
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

（注1）災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む

（注2）本事業は、浸水による被害の防止又は軽減の観点から建築物の敷地、構造等に関する制限を定める地区計画等に基づく条例も補助対象とする予定。



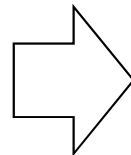
## 耐震対策緊急促進事業（令和4年度末までの時限の補助金） 令和2年度当初予算：国費115億円

●改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の不特定多数利用大規模建築物(ホテル・旅館、デパート等)等に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

### 補強設計への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



耐震診断義務付け建築物の場合

※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率1/3の補助を行う。

国 補助金 1/3	事業者 2/3
-----------------	------------

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/2に拡充する。

国 1/2	補助金	地方 1/3~1/2	事業者 1/6~0
----------	-----	---------------	--------------

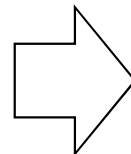
(1/2=交付金1/3+補助金1/6)

※ 地方公共団体が国と同額の負担による1/2の支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

### 耐震改修等への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 11.5%	地方 11.5%	事業者 77%
-------------------	-------------	------------



耐震診断義務付け建築物の場合

※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率11.5%の補助を行う。

国 補助金 11.5%	事業者 88.5%
-------------------	--------------

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/3に拡充する。

国 1/3	補助金	地方 11.5%~1/3	事業者 55.2%~1/3
----------	-----	-----------------	------------------

(1/3=交付金11.5%+補助金21.8%)

※ 都道府県が改正耐震改修促進法に基づき避難所等に位置づけられれば(要安全確認計画記載建築物)、国費による実質補助率を2/5に拡充する。

国 2/5	補助金	地方 1/3~2/5	事業者 4/15~1/5
----------	-----	---------------	-----------------

(2/5=交付金1/3+補助金1/15)

令和4年度内に設計着手したもので対象

## 耐震対策緊急促進事業（令和4年度末までの時限の補助金）

令和2年度当初予算：国費115億円

●改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の避難路沿道建築物、避難所等の防災拠点に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

### 耐震診断、補強設計への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



- ※ 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に限り、国としての追加支援策を講じる。
- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を 1/2に拡充する。

国 1/2	補助金	地方 1/3~1/2	事業者 1/6~0
----------	-----	---------------	--------------

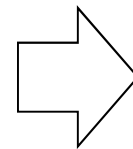
(1/2=交付金1/3+補助金1/6)

- ※ 避難路沿道建築物については、補償規定により全額公費負担とする。
- ※ 避難所等の防災拠点については、地方公共団体が国と同額の負担による支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

### 耐震改修等への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



- ※ 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に限り、国としての追加支援策を講じる。
- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を 2/5に拡充する。

国 2/5	補助金	地方 1/3~2/5	事業者 4/15~1/5
----------	-----	---------------	-----------------

(2/5=交付金1/3+補助金1/15)

令和4年度内に設計着手したものまで対象

# (参考)土砂災害特別警戒区域における建築物の構造方法

土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物は、土砂災害により想定される衝撃に耐えられるものとして、以下のいずれかによる構造としなければならない。

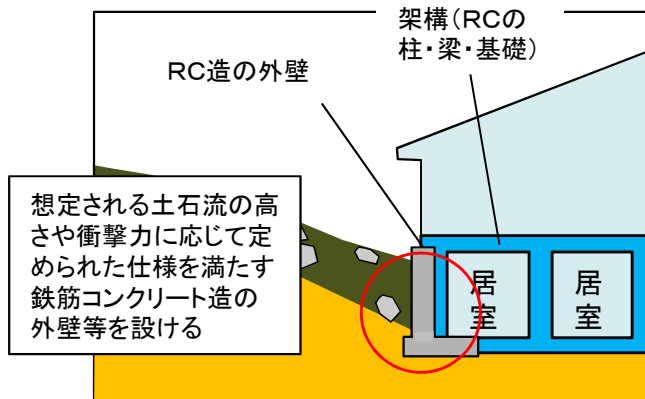
(土石流の場合)

- ①土石流が作用する部分に居室がある場合、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす**鉄筋コンクリート造の外壁等**を設けること。(土石流が作用する部分に居室がない場合、柱・梁等を同様の仕様とすること)  
又は、**構造計算**によって、土石流の衝撃に対して建築物が安全であることを確かめること。
- ②急傾斜地と建築物の間の位置に**鉄筋コンクリート造の塀等**を設置すること。

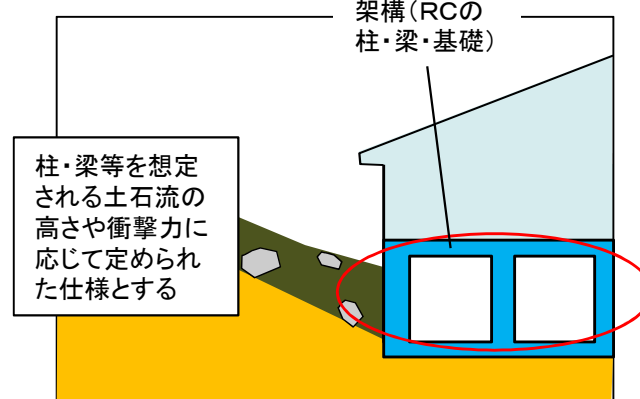
## ①建築物の構造

<仕様基準>

土石流が作用する1階に居室



上階のみ居室



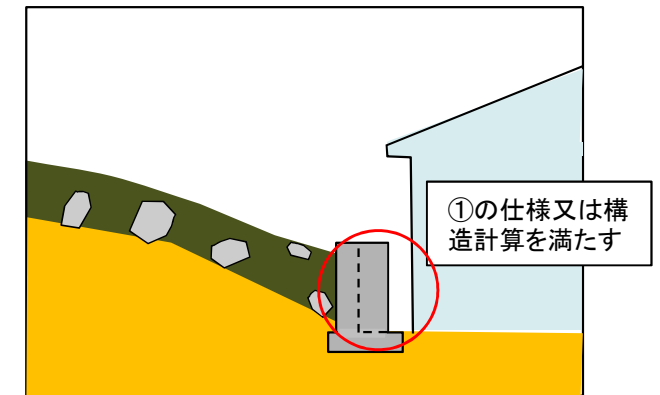
- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の外壁をRC造とすること。(上階のみ居室を設けた場合を除く)
- ・RC造の控壁又は架構を設けること。
- ・設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>以上のコンクリートを用いること。
- ・外壁の厚さを15cm以上とすること。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とすること。

<構造計算>

- ・土石流の移動による衝撃力によって、外壁等に生ずる力を計算すること。
- ・外壁等に生ずる力が、当該外壁等の耐力を超えないことを確認すること。

## ②RC造の塀等

<仕様基準>



- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の塀等をRC造とすること。
- ・RC造の控壁を設けること。
- ・設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>以上のコンクリートを用いること。
- ・外壁の厚さを15cm以上とすること。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とすること。

<構造計算>

- ・土石流の移動による衝撃力によって、塀等に生ずる力を計算。
- ・塀等に生ずる力が、当該塀等の耐力を超えないことを確認。

地すべりや急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある住宅の移転又は代替住宅の建設等を行う際に必要な資金を貸し付ける。

## 1. 対象となる工事

- ・ 地すべり等防止法第24条第1項による関連事業計画に基づく住宅の移転等
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項による勧告に基づく住宅の移転等
- ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第13条第1項による勧告に基づく代替住宅の建設等

※上記以外に建築基準法第10条第1項の勧告は又同条第3項の命令を受けた時も利用できる場合あり

### 土砂災害防止法(抜粋)

第二十六条 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には**特別警戒区域内に存する居室を有する建築物**に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

## 2. 主な融資条件

融資限度額		金利※1 (全期間固定金利 令和2年11月1日現在)	償還期間(※2, 3)
土地取得資金なし	2,700万円	0.74%	35年以内
土地取得資金あり	3,700万円		

※1 新機構団信に加入する場合の金利

※2 完済時年齢の上限は80歳

※3 元金据置期間を設けることも可能(3年以内(償還期間外))

### ■お問合せ先

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) 0120-086-353 (通話無料)

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL048-615-0420>におかけください(通話料金がかかります。)

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します(受付時間:9:00~17:00)(祝日及び年末年始を除きます。)

住宅の防災・減災対策に取り組むため、「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等を策定している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げる。

## (1) 事業要件

次の要件を満たす地方公共団体の事業が対象。

- ① 国土強靱化地域計画の策定等の防災・減災に資する取組を実施していること
- ② 住宅における防災・減災対策（耐震改修を除く）に対して、金利引下げ相当分以上の補助金等の財政支援を行うこと
- ③ 機構に設置された有識者委員会において、事業内容が適切であると認められたものであること

## (2) 対象となる防災・減災対策

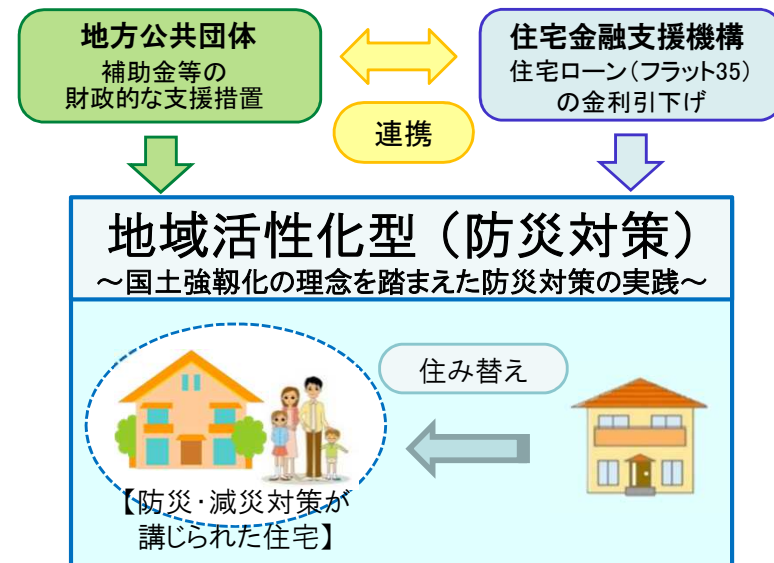
克雪住宅、雨水浸透施設、雨水利用貯水槽、浸水防止用設備、住宅不燃化 等※

※地方公共団体が地域の実情を踏まえて設定。

## (3) 【フラット35】の金利引下げ

当初5年間、年0.25%引下げ

〈制度イメージ〉



## 概要

- 令和元年東日本台風（第19号）による大雨に伴う内水氾濫により、首都圏の高層マンションの地下部分に設置されていた**高圧受変電設備が冠水し、停電**したことにより**エレベーター、給水設備等のライフラインが一定期間使用不能**となる被害が発生。
- こうした建築物の浸水被害の発生を踏まえ、**国土交通省と経済産業省の連携**のもと、学識経験者、関連業界団体等からなる「**建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会**」を設置し、浸水対策のあり方を検討。
- パブリックコメントの結果を踏まえ、「**建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン**」を本年6月にとりまとめ、両省より**関連業界団体等に対して積極的に周知を実施**。

## 検討会について

### 開催時期

- ・令和元年11月～令和2年6月に計4回開催  
（うち、第4回を書面審議により開催）  
（パブリックコメントを4月下旬～5月上旬にかけて実施）

### 検討会の構成

#### （有識者）

- ◎中埜 良昭（東京大学生産技術研究所教授）
- 清家 剛（東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）
- 森山 修治（日本大学工学部教授）
- 戸田 圭一（京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授）
- 重川希志依（常葉大学大学院環境防災研究科教授）

#### （関係団体の代表）

建設業関係、建築物所有者・管理者関係、電気設備関係、行政関係 等

#### （研究機関関係）

国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構

（◎：座長 ※敬称略）

## ガイドラインの概要（1）

### 1.適用範囲

- ・高圧受変電設備等の設置が必要な建築物
- ・新築時、既存建築物の改修時等

### 2.目標水準の設定

- ・建築主や所有者・管理者は、専門技術者のサポートを受け、目標水準を設定。
- ・以下の事項を調査し、機能継続の必要性を勘案し、想定される浸水深や浸水継続時間等を踏まえ、設定浸水規模を設定。（例：○○cmの浸水深）
  - ✓国、地方公共団体が指定・公表する浸水想定区域
  - ✓市町村のハザードマップ（平均して千年に一度の割合で発生する洪水を想定）
  - ✓地形図等の地形情報（敷地の詳細な浸水リスク等の把握）
  - ✓過去最大降雨、浸水実績等（比較的高い頻度で発生する洪水等）
- ・設定した浸水規模に対し、機能継続に必要な浸水対策の目標水準を設定（建築物内における浸水を防止する部分（例：居住エリア）の選定等）。

## ガイドラインの概要(2)

### 3. 浸水対策の具体的取組み

設定した目標水準と個々の対象建築物の状況を踏まえ、以下の対策を総合的に実施。

#### ① 浸水リスクの低い場所への電気設備の設置

- ・ 電気設備を上階に設置

#### ② 対象建築物内への浸水を防止する対策

建築物の外周等に「水防ライン」を設定し、ライン上の全ての浸水経路に一体的に以下の対策を実施

##### (出入口等における浸水対策)

- ・ マウンドアップ
- ・ 止水板、防水扉、土嚢の設置

##### (開口部における浸水対策)

- ・ からぼりの周囲への止水板等の設置
- ・ 換気口等の開口部の高い位置への設置等

##### (逆流・溢水対策)

- ・ 下水道からの逆流防止措置 (例:バルブ設置)
- ・ 貯留槽からの浸水防止措置 (例:マンホールの密閉措置)



マウンドアップ



脱着型止水板



防水扉



止水処理材

### ③ 電気設備設置室等への浸水を防止する対策

水防ライン内で浸水が発生した場合を想定し、以下の対策を実施  
(区画レベルでの対策)

- ・ 防水扉の設置等による防水区画の形成
- ・ 配管の貫通部等への止水処理材の充填

##### (電気設備に関する対策)

- ・ 電気設備の設置場所の高上げ
- ・ 耐水性の高い電気設備の採用

##### (浸水量の低減に係る対策)

- ・ 水防ライン内の雨水等を流入させる貯留槽の設置

### 4. 電気設備の早期復旧のための対策

想定以上の洪水等の発生による電気設備の浸水に関して以下の対策を実施。

##### (平時の取組)

- ・ 所有者・管理者、電気設備関係者の連絡体制整備
- ・ 設備関係図面の整備 等

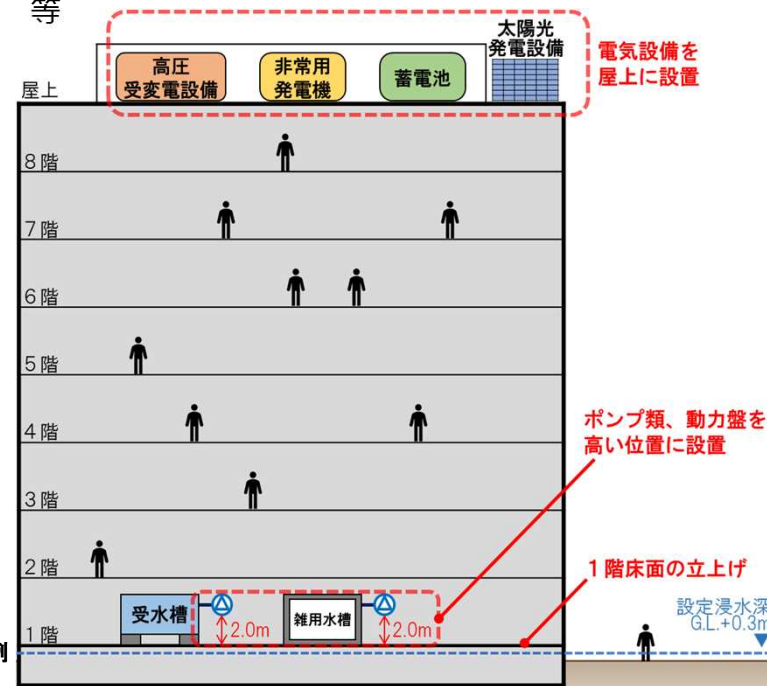
##### (発災時・発災後の取組)

- ・ 排水作業、清掃・点検・復旧方法の検討、
- ・ 復旧作業の実施 等

### ※参考資料集

様々な用途の建築物におけるモデル的な取組みの事例集をガイドラインの別冊として策定

電気設備等を屋上に設置した事例(オフィスビル、大阪市)



## 周知方法

- 新型コロナウイルスの影響により説明会の開催が困難であるため、ガイドラインを紹介する動画を作成し公開するとともに、関連団体等へパンフレットの配布を実施
- ガイドラインを紹介する動画については、
  - ① 30分程度でガイドラインの内容を説明するもの
  - ② 5分程度のダイジェスト版
 を作成し、建築技術教育普及センターの建築教育動画等の関係団体のサイトやyoutubeにて無料で公開



公益財団法人  
**建築技術教育普及センター**  
 The Japan Architectural Education and Information Center

サイト内検索

[新着情報](#)
[資格試験](#)
[建築士の講習](#)
[国際的な資格審査](#)
[CPDの情報](#)
[其他のご案内](#)

現在のページ [トップページ](#) → [其他のご案内](#) → [建築教育動画](#)

### 建築教育動画

#### 建築教育動画の配信事業について

当センターでは、建築士等の有資格者や今後建築士を目指される学生等の人材育成・資質向上を支援するためインターネットを利用した建築教育に係る動画の配信を始めました。  
 今後、視聴できる動画を増やしていく予定ですので、是非ご活用下さい。

【建築教育動画配信システムの主な特徴】

- ・建築関係の講習、講義、現場説明等の動画を、インターネットで広く配信するシステムです。
- ・パソコンやスマートフォン、タブレット端末等を利用し、24時間、どこからでもアクセスし、受講・視聴することが可能です。
- ・建築CPD情報システムと連動し、CPD制度参加者が認定を受けた動画を視聴すると、CPD実績として記録されます。(CPDIDでのログインが必要です。)

[其他のご案内](#)  
 → 建築教育動画  
 → 当ホームページご利用にあたって  
 → 当財団の情報  
 → (公財)建築技術教育普及センター本部・支部のご案内  
 → 刊行物等のご案内  
 → 「試験制度」の改正に関するご案内



■ 建築教育動画のサイト

■ youtube



## 5. 避難施設・避難体制の整備に係る支援

# 消防防災施設整備費補助金

## ○ 事業の概要

地域住民の大規模災害への不安が高まる中、住民生活の安心・安全を確保するため、市町村等に対して、消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助。

## ○ 補助対象と補助率

[補助対象](地方公共団体を対象)

- ① 耐震性貯水槽: 大規模地震発生時の火災対策として、消防水利を確保する施設
- ② 備蓄倉庫(地域防災拠点施設): 災害に備えて生活必需品等を保管するとともに、災害応急対策の場となる施設
- ③ 防火水槽(林野分): 林野火災対策として、消防水利を確保する施設
- ④ 救助活動等拠点施設等: 林野火災対策の拠点や、大規模災害時にヘリによる救助活動のための拠点となる施設
- ⑤ 活動火山対策避難施設: 噴火災害から命を守るための退避壕・退避舎や、救助活動の拠点となるヘリポート
- ⑥ 画像伝送システム(施設分): 災害情報をリアルタイムに撮影する高所監視カメラ、  
当該情報等を地域衛星通信ネットワークにより全国配信するためのアンテナ
- ⑦ 広域訓練拠点施設: 大規模災害に備え、実効性のある消防体制を確立するために必要となる訓練施設
- ⑧ 救急安心センター等整備事業: 救急相談窓口である#7119で必要となる電話交換機やパソコン端末等
- ⑨ 高機能消防指令センター総合整備事業: 119番の災害通報に迅速・的確に対応するための指令システム

[補助率](補助基準額は要綱で規定)

1/3 (ただし、①及び⑥については1/2) ※一部事業については嵩上げあり

## ○ 予算額

令和3年度予算額 1,372,376千円  
(前年度予算額 1,353,125千円)



備蓄倉庫(地域防災拠点施設)

# 都市防災総合推進事業の概要

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

赤字下線部：R3年度予算拡充事項

## ○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、 <b>感染症対策に資する設備</b> 等））	用地：1 / 3 工事：1 / 2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1 / 2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率 2 / 3

## ○ 地区要件

施行地区	事業メニュー①～③
	災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区
	事業メニュー④
	大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	事業メニュー⑤
	重点密集市街地
	事業メニュー⑥
	激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

- ・地下街については、大規模地震発生時に、利用者等が混乱状態となることが懸念され、天井等の老朽化等も進んでいることから、ハード・ソフトからなる地下街の防災対策を推進。
- ・「地下街安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理会社等に対して、地下街の安全点検や、「地下街防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修、避難啓発活動等を支援。
- ・**令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、より効果的な地下街防災対策の推進を図るため、換気設備及び開口部の改修を補助対象として追加。**
- ・補助対象者：民間等の地下街管理会社等 補助率：1 / 3（地方公共団体との協調補助）

## 「地下街の安心避難対策ガイドライン」 (地震時における地下街の防災対策を検討するための技術的な助言)

### 地下街管理会社等による防災対策に必要な取組（ハード・ソフト）を支援

#### <計画策定>

- ・安全点検調査
- ・施設改修計画の作成
- ・関係者の合意形成 等



計画に基づく対策

#### 避難路の拡幅



#### 避難啓発活動



#### 天井板等の補強



#### 蓄光材、避難誘導ピクトサインの設置



#### <防災対策の取組>

#### 備蓄倉庫の整備



#### 非常用発電設備の更新



#### 浸水対策の機能整備



#### 給排気・排煙設備開口部への止水版設置前(左)後(右)



出入口への止水板設置

#### 漏水対策（天井部の漏水箇所）



#### 換気設備・開口部の改修(R3拡充)



地表面の開口部(イメージ)

# 避難場所の機能強化や防災対策

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として求められる感染症対応を含め、避難場所等や帰宅困難者受け入れ施設となる地下街の機能強化、防災対策の強化を推進する。

## 都市防災総合推進事業

### 避難場所に対する感染症対策に資する機能強化を支援対象化

- 避難場所や避難路における取組
- ・仕切り壁の整備や大規模換気設備の導入などの避難場所の機能強化 等



仕切り壁の設置



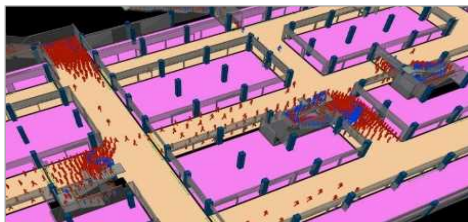
大規模換気設備

### 安全・安心な避難に必要な避難場所の整備の推進

## 地下街防災推進事業

### 感染症対策としての換気設備等を支援対象化

- ・3密状態を避けるための避難計画の見直し
- ・避難時の3密状態における感染リスクを下げるための換気設備及び開口部の改修



避難シミュレーション



地下街の換気設備口

### 避難場所等の整備・機能強化（現行制度）

災害時の避難に不可欠な避難センター等の避難場所や避難路の整備、既存施設の機能強化を積極的に推進



既存施設（市営住宅）へ避難階段設置



非常用発電設備・防災備蓄倉庫の整備



### 事前防災対策の推進

- ・激甚化・頻発化する水害及び切迫する地震災害に対して事前防災・減災の取組を推進



天井板の耐震改修



避難誘導施設の整備

○都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等となる都市公園等について、防災公園街区整備事業や防災・安全交付金により整備を推進。

## 防災公園の整備

○地域防災計画に位置付けられている避難地、避難路、広域防災拠点等となる都市公園の整備を推進

○災害発生時に住民が安全に避難できるよう備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの災害応急対策施設の整備を推進

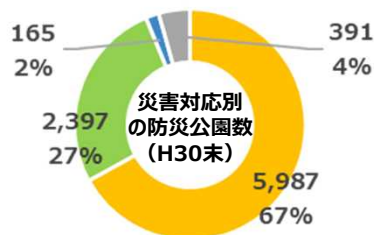
防災公園の種類	<p>一次避難地</p> <p>大洲防災公園(千葉県市川市、2.8ha、市事業)</p>	<p>広域避難地</p> <p>城北中央公園(東京都板橋区、26ha、都事業)</p>	<p>広域防災拠点</p> <p>三木総合防災公園(兵庫県三木市、203ha、県事業)</p>
	<p>市街地の延焼を防止し、避難地として利用する園路・広場</p>	<p>自衛隊等の救援活動の拠点として利用するグラウンド</p>	<p>支援物資輸送の拠点として利用する屋内運動場</p>
防災公園の効果			

- 地震、風水害、津波等の多様な災害に対応した防災公園や流域治水等と連携したグリーンインフラの整備により公園緑地の防災・減災効果の更なる強化を図る。

## 多様な災害に対応した防災公園の整備

- 激甚化・頻発化し全国どこでも発生の恐れがある災害に対し、安全・安心な生活を守るため、「防災指針」に基づき、地震災害だけでなく風水害など多様な災害に対応した防災公園を整備。

■ 地震に比べ、風水害に対応した防災公園の割合は少ない



- 地震のみに対応
- 地震と風水害の両方に対応
- 風水害のみに対応
- その他

■ 風水害に対応した防災公園の整備イメージ



穂保高台避難公園（長野市）

千曲川氾濫時（R1.10）には公園内の高台広場が避難地として機能

## 拡充内容（都市公園・緑地等事業、都市公園防災事業）

- 指定市等一定規模の都市や、地震の対策が必要な都市に加え、**立地適正化計画を策定し、防災指針に基づく防災・減災対策に取り組む都市（人口5万人以上の都市に限る）を対象都市に追加**
- **防災指針等において風水害からの避難地としての機能を確保することが位置付けられた防災公園の整備について、面積要件等を緩和して支援**  
（一次避難地となる都市公園について面積1ha以上を対象）

## グリーンインフラによる防災・減災対策

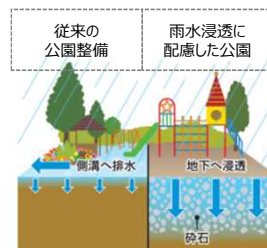
- 自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を一層推進するため、防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組を強化。

### 拡充内容（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）

支援要件	防災・減災推進型（下線部が新たな内容）
行政計画での位置づけ	防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組であること (通常型と異なり、計画内容を限定)
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地の整備</li> <li>民間建築物の緑化</li> <li>緑化施設の整備</li> <li>既存緑地の保全利用施設（雨水貯留機能を高める施設を含む）の整備（補助対象追加）</li> <li>整備効果の検証</li> <li>公共公益施設の緑化</li> <li>市民農園の整備</li> <li>グリーンインフラに関する計画策定</li> </ul>

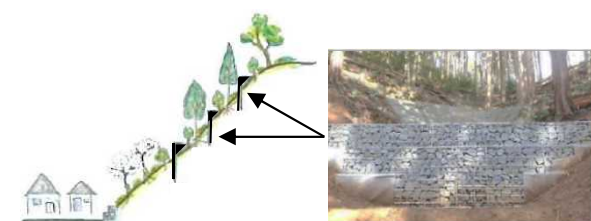
## 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ

### ○ 都市公園



雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

### ○ 既存緑地の保全利用施設



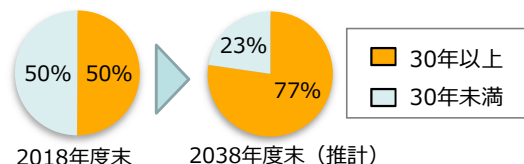
斜面崩壊防止のために必要な施設整備のイメージ

- 公園施設の長寿命化対策として、老朽化の進んだ公園施設の改修等を緊急的に実施し、予防保全型管理への移行を推進する。また、バリアフリー法に基づく基本方針の改正を踏まえ、集中的かつ重点的に公園施設のバリアフリー化対策を推進する。

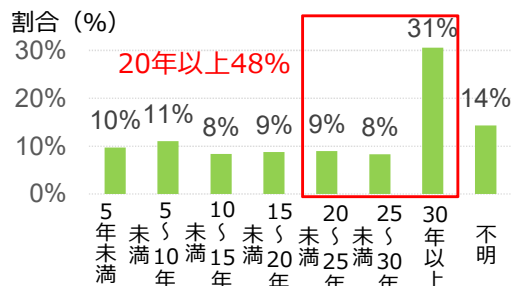
## 都市公園の老朽化対策

- 都市公園の老朽化が進む中、公園利用者の安全・安心の確保や効率的な維持管理を進めるため、公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を重点的に支援し、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る予防保全管理型への移行を推進する。

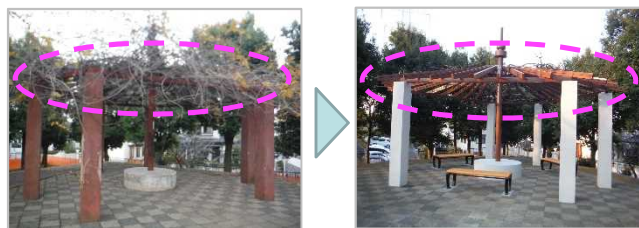
### 【都市公園等の設置経過年数（2018年度末）】



### 【公園施設（遊具）の老朽化（2016年度末）】



遊具については設置から20年以上経過したものが約5割と、多くが標準使用期間※を超過  
 ※鉄製：概ね15年、木製：概ね10年



老朽化したパーゴラの梁等の交換



照明灯の改築イメージ  
 (防災機能向上)

## 都市公園のバリアフリー化対策

- 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業のバリアフリー化事業について、バリアフリー法に基づく基本方針の次期目標の期間に合わせ、令和7年度まで延長する。

これにより、都市公園のバリアフリー化を集中的かつ重点的に進め、施設の利便性や安全性の向上を図る。



車いす使用者等の移動に配慮し階段をスロープに改修



バリアフリー対応のトイレの整備



# 土砂災害対策道路事業補助制度の概要(R2新規補助制度)

## 制度の概要

砂防事業と連携して実施する地方公共団体における重要物流道路等の土砂災害対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援を実施。

## 補助対象

- ・ 砂防事業と連携して実施する地方公共団体における重要物流道路等の土砂災害対策事業

## 事業要件

- ・ 砂防事業と連携して事業間連携計画を作成し、重要物流道路等※<sup>1</sup>の土砂災害防止施設※<sup>2</sup>を整備するもの

(※1 国土交通大臣が指定する重要物流道路及び代替・補完路並びに地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路及び避難路)

(※2 道路法施行令第三十四条の三第一号に規定される「防砂のための施設」、砂防法第一条に規定される「砂防設備」、地すべり等防止法第二条第三項に規定される「地すべり防止施設」及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定される「急傾斜地崩壊防止施設」)

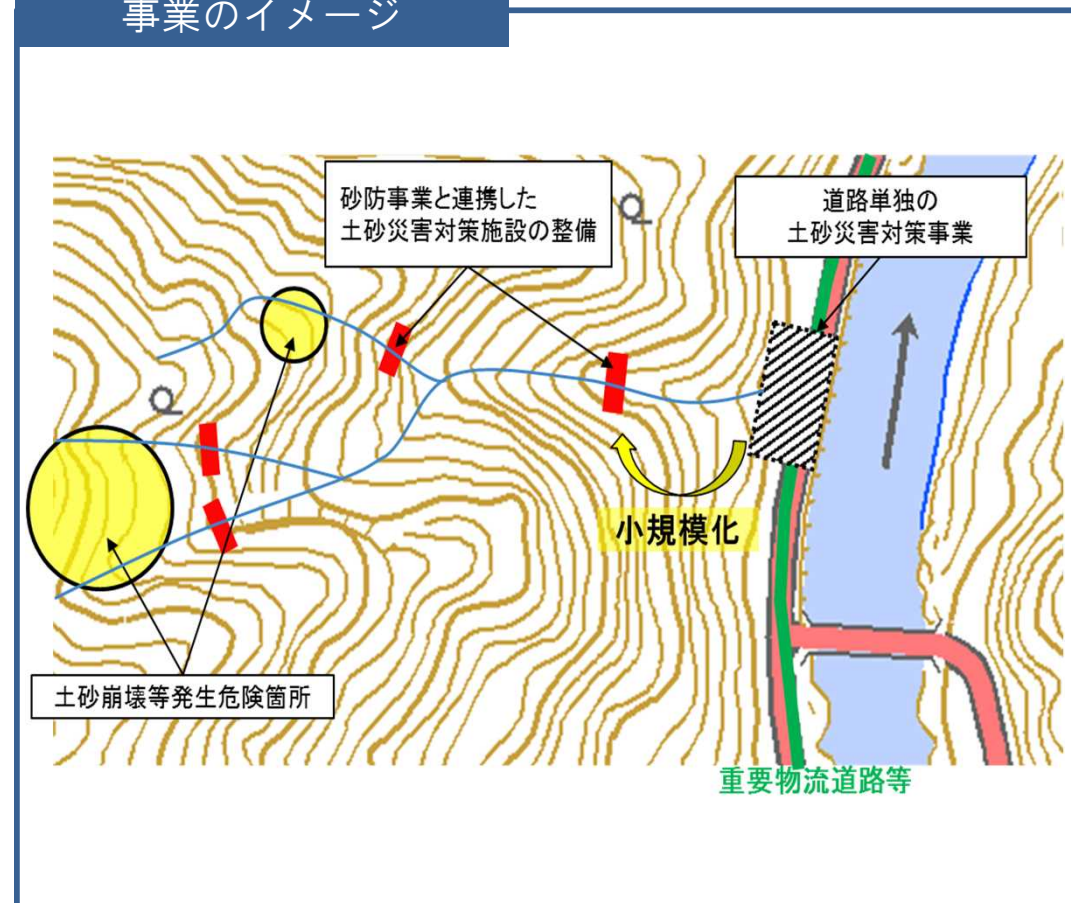
## 補助率

■ 現行法令に規定する補助率

- ・ 補助国道、都道府県道又は市町村道の修繕  
・・・ 5.5 / 10

(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

## 事業のイメージ



# 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の全体概要

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに大規模災害時に大量に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する。

	建築物耐震対策緊急促進事業 【現行制度からの再編・スライド】	災害時拠点強靱化緊急促進事業 【現行制度からのスライド】	一時避難場所整備緊急促進事業 【新設】
目的	大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保	地震時の帰宅困難者等への対応	水害時の避難者への対応
対象建築物	耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となる建築物 等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等	地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等
対象地域	全国	乗降客数30万人/日以上主要駅周辺等	浸水想定区域等の区域及びその隣接する地域
補助対象等	<p>&lt;補助対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化</li> <li>②要安全確認計画記載建築物の耐震化</li> <li>③避難場所となる避難所の耐震化</li> <li>④避難場所となる建築物の耐震化</li> <li>⑤避難場所となるマンションの耐震化</li> <li>⑥緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化</li> <li>⑦避難路沿道建築物の耐震化</li> <li>⑧避難場所の天井の耐震化</li> <li>⑨避難場所のEV、ESCの耐震化</li> <li>⑩超高層建築物等の長周期地震動対策</li> </ul> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1/2、2/5、1/3</p>	<p>&lt;補助対象&gt;</p> <p>帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）等の整備に要する費用（掛かり増し費用）</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2、地方1/2</p>	<p>&lt;補助対象&gt;</p> <p>避難者を受け入れるために付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）等の整備に要する費用（掛かり増し費用）</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2、地方1/2</p>

# 津波・高潮危機管理対策緊急事業

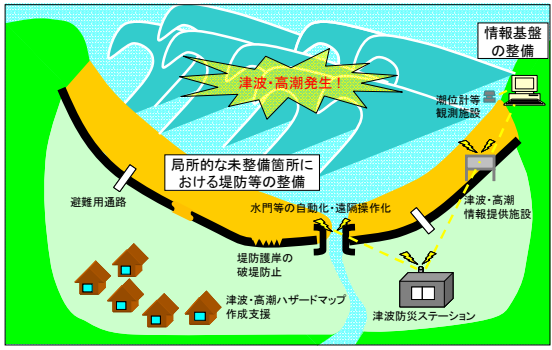
## 1. 概要

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③津波・高潮ハザードマップの作成支援、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援(計画策定に伴う調査含む。)を総合的に実施する事業

## 2. 内容

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、以下の対策を総合的に推進する。

- ①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③津波・高潮ハザードマップの作成支援
- ④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤津波防災ステーションの整備
- ⑥避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦避難用通路の設置
- ⑧漂流物防止施設の整備



潮位計等の観測施設の設置



データ収集・処理・伝達システムの整備



沿岸監視カメラ・越波情報提供システムの整備

# 津波避難施設に係る特例措置(固定資産税)

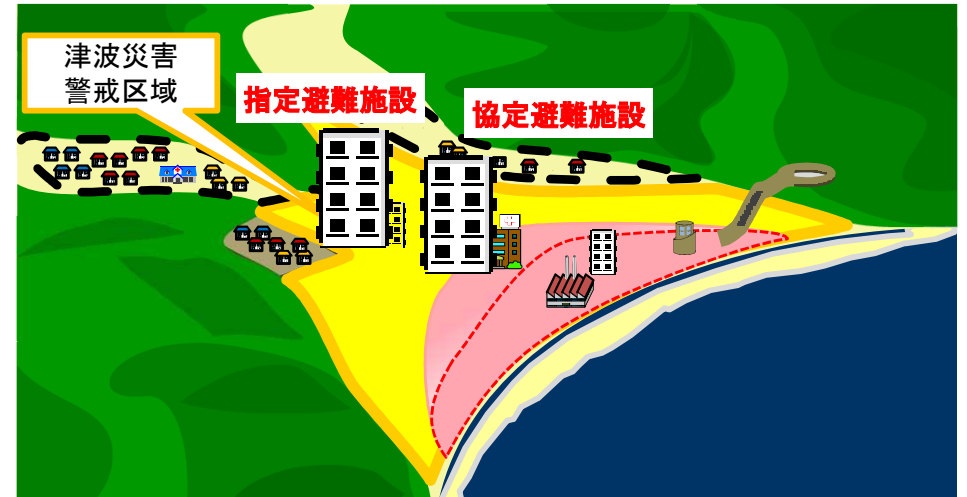
## 特例措置の内容

### 【指定避難施設】

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて都道府県知事が指定した津波災害警戒区域において、市町村長により指定された指定避難施設の避難の用に供する家屋のうち指定避難用部分及び指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を5年間、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該償却資産が地方税法第389条の規定を受ける場合にあっては3分の2)とする。

### 【協定避難施設】

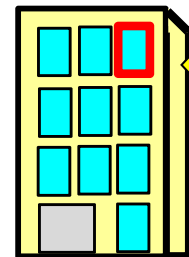
津波災害警戒区域において、管理協定が締結された避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を5年間、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該償却資産が地方税法第389条の規定を受ける場合にあっては2分の1)とする。



### ①対象避難施設

協定避難施設及び指定避難施設

避難の用に供する部分



避難のために使用されるフロアの全部又は一部

### ②対象償却資産

自動解錠装置



防災用倉庫



誘導灯



誘導標識



防災用ベンチ



非常用電源設備



## 6. 浸水リスクの低減のための施設整備等に係る支援

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラ※の整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

## 施策の概要

### ◆事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

### ◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた**目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定**

#### ■ 目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく**官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援**

#### ■ 支援対象

- ♠ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ♠ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
- ♣ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）**
- ♣ **都市公園・緑地等事業：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）**

- ハード**
- ① 公園緑地の整備
  - ② 公共公益施設の緑化
  - ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）
  - ④ 市民農園の整備
  - ⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※に限る）【R3拡充】
  - ⑥ 緑化施設の整備（①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）



- ソフト**
- ⑦ グリーンインフラに関する計画策定
  - ⑧ 整備効果の検証

※防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり計画内容を限定）

### ◆事業実施イメージ

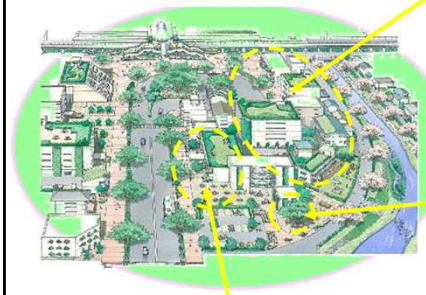
#### 複数の地域課題（例）

- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
- 課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
- 課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】  
✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



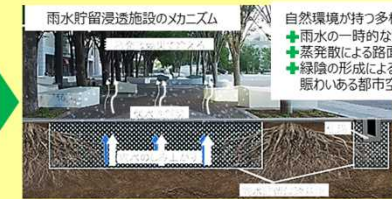
雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備



雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

自然環境が持つ多様な機能を発揮

- 雨水の一時的な流出抑制
- 蒸発散による路面温度上昇抑制
- 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成

# 地域主導の川づくり(総合流域防災事業)

## (事業の概要)

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施します。

### 河川改修 (戸石川:岐阜市) 【準用河川:補助率1/3】



### 移動式排水施設の整備 【準用河川:補助率1/3】



# 浸水エリアを限定するための二線堤等の整備や保全等【令和2年度より税制創設】

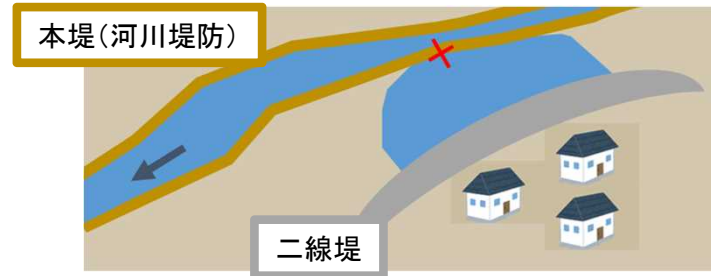
- 二線堤は、市町村等が独自に整備しているほか、国としては、総合流域防災事業（洪水氾濫域減災対策事業）等により支援してきたところであり、引き続き、本事業等により整備を支援していく。

※総合流域防災事業による交付には、氾濫を許容することとする区域において、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること等が条件

- また、既存の二線堤等を保全するために浸水被害軽減地区に指定された土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を令和2年度より実施

## 二線堤とは

- 本堤（河川堤防）背後の堤内地に築造される堤防。
- 本堤が破堤して洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効。



## 二線堤の整備事例

### 肱川水系肱川・矢落川（愛媛県大洲市）

- ・上下流バランスの観点から暫定堤防となっている東大洲地区において、大洲市が二線堤（市道）を整備。国は、氾濫水を排水する樋門を整備。
- ・本堤と二線堤の中で約60万m<sup>3</sup>の氾濫水を貯留し、二線堤から市街地側への越水を遅らせることで、家屋の浸水被害を軽減。



## 浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）

### <固定資産税等の減免制度を創設>

浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減免。



岐阜県輪之内町（福東輪中）

### <浸水被害軽減地区の概要>

#### 水防管理者による指定

- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する效用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

#### 形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

#### 助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。



# 河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備

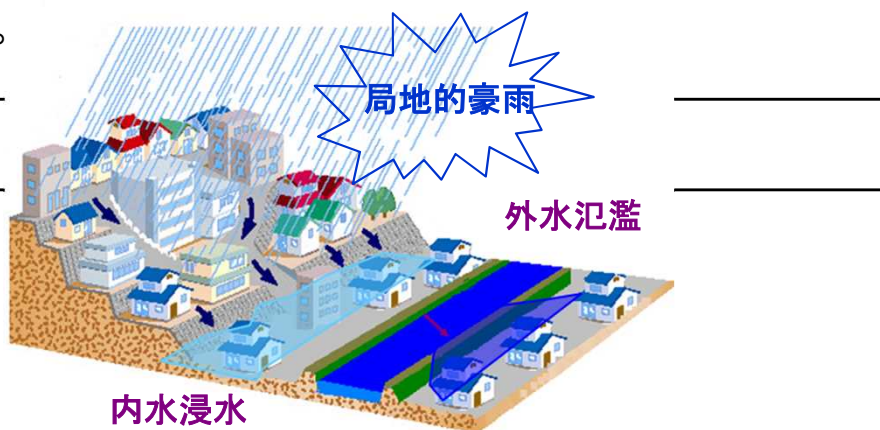
○河川への雨水の流出を抑制するための雨水貯留浸透施設の整備等を地方公共団体が実施する際に支援する事業。

## 【主な要件】

- 一級河川又は二級河川の流域内において、通常の河川改修方式と比較して経済的であるもの
- 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を500m<sup>3</sup>以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を改良する事業で、3,000m<sup>3</sup>以上の治水容量を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上を図るために行うもの 等

## 【目的】

局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進。



(事例)校庭を活用した流域貯留施設

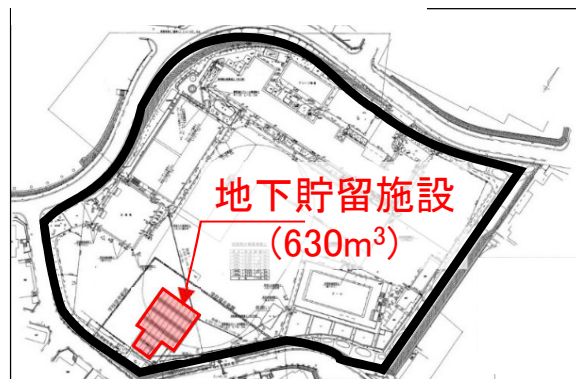
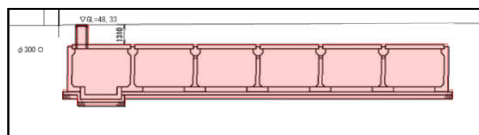
約900m<sup>3</sup>



貯留時の様子



(事例) 中学校の敷地を活用した地下貯留施設



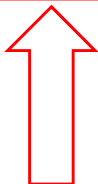
(事例)ため池を改良した流域貯留施設



# 流域の関係者による流出抑制対策の推進 (R3新規要求事項)

○河川管理者・下水道管理者のみならず、流域の関係者による流域対策を推進するため、関係者が参画する協議会を設置するとともに、予算・税制に係る支援制度を拡充する。

## 実施体制の構築 (流域治水協議会の設置)



関係者(河川管理者、下水道管理者、地方公共団体やまちづくり事業者等)による流域対策を計画的かつ整合的に推進するため、新たに流域治水協議会を設置

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例 (防災調整池)

## 支援制度の拡充 (雨水貯留浸透施設の整備)

	河川管理者・下水道管理者 による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体 による雨水貯留浸透施設整備	民間企業等 による雨水貯留浸透施設整備
<p>[補助率等]</p> <p>現行</p>	<p>1/2 (防災・安全交付金)等</p>	<p>1/3 (防災・安全交付金)</p>	<p>1/3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2) 等</p> <p><b>1/3</b> (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)</p>
<p><b>新たな制度</b> (令和3年度拡充)</p>	<p>河川管理者: ※特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設のみを河川法の特例として整備</p>	<p><b>1/2</b> 特定都市河川浸水被害対策法に基づいて整備される施設</p>	<p><b>1/2</b> 特定都市河川浸水被害対策法に基づいて整備される認定雨水貯留浸透施設 <b>固定資産税を減免</b> 認定雨水貯留浸透施設に係る固定資産税を課税の対象外とする新たな税制創設</p>

# 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設する。

## 施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

## 要望の概要

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設については、当該施設に係る固定資産税を非課税とする。

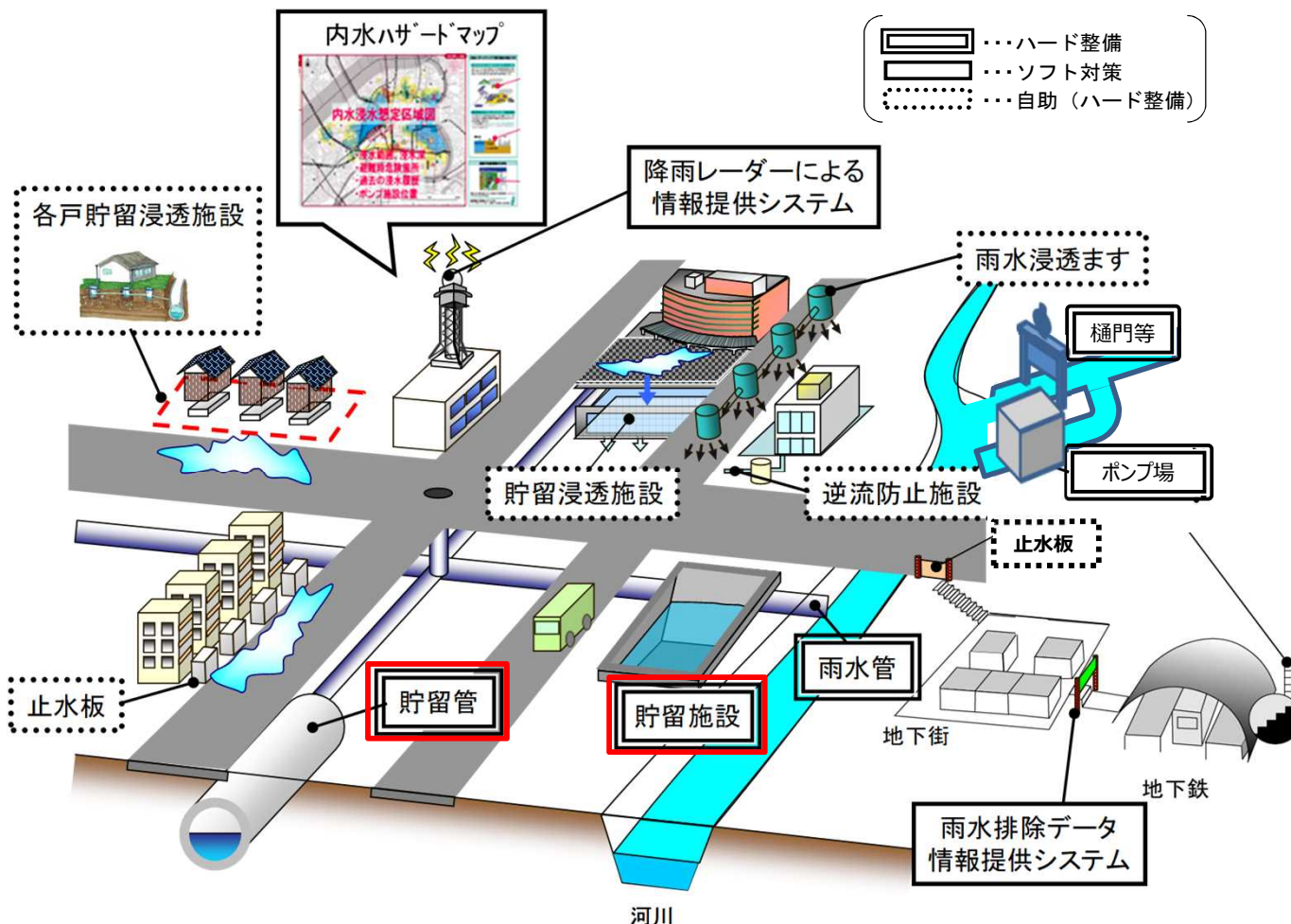
### 要望

上記について、恒久的な特例措置を創設する。

# 防災・安全交付金による支援

- 下水道事業においては、地方公共団体の規模に応じて、一定規模以上の雨水管、雨水ポンプ場、雨水貯留施設等の貯留・排水施設の整備を防災・安全交付金により支援。
- 加えて、一定規模以上の浸水被害の実績がある地区、一定規模の浸水が想定される地区等においては、「下水道浸水被害軽減総合事業」として、通常よりも小規模な貯留・排水施設の整備やソフト対策についてもきめ細やかに防災・安全交付金による支援を行い、ハード・ソフトを効果的に組み合わせた総合的な浸水対策を推進。

## 下水道による総合的な浸水対策のイメージ



## 下水道浸水被害軽減総合事業 (下水道浸水被害軽減型) の主な交付対象

- ① 一定規模以上の貯留・排水施設  
(通常よりも小規模な施設も交付対象)
- ② ①と同等の機能を有し、経済的な雨水浸透施設
- ③ 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ④ 降雨等に関するリアルタイムの情報提供施設
- ⑤ 移動式排水施設
- ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑦ 雨水貯留浸透施設 (間接補助)
- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設 (間接補助) 等

# 個別補助制度の拡充による整備の加速化

- 近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、市民生活、経済活動への甚大な影響が発生。
- このため、下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、計画的・集中的に支援するための補助事業制度を令和元年度より創設。
- さらに、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的に支援する補助事業制度を令和2年度より創設。

## 下水道床上浸水対策事業

### ＜大規模な再度災害防止対策＞

- 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・過去概ね10年以内に床上浸水50戸以上等の要件

## 事業間連携下水道事業

### ＜河川事業と連携した内水対策＞

- 内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・想定される浸水家屋が25戸以上等の要件

## 大規模雨水処理施設整備事業

### ＜大規模な雨水処理施設の設置・改築＞

- 計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。

- ・概ね10年以内で完了する事業
- ・総事業費が5億円以上を要件

令和元年度より創設

令和2年度より創設

## 【対策イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



貯留施設の整備

# 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

## ○特例措置の対象:

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備(止水板、防水扉等)

## ○特例措置の内容:

最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

※市町村においてあらかじめ条例の制定が必要

防水板



防水扉



排水ポンプ



換気口浸水防止機



# 都市再生区画整理事業

- 地区レベルの防災・減災対策を推進するため、土地区画整理事業により雨水貯留浸透施設、避難施設等の地区施設（令和3年度の都市計画法の改正により新たに地区施設に位置付け）に対する支援を拡充。

## 拡充（R3都市計画法改正関連）

### 支援対象の拡充（浸水対策施設整備費の拡充）

土地区画整理事業により整備される、**雨水貯留浸透施設や避難施設等**（※）の整備費について、都市再生区画整理事業の補助対象（**浸水対策施設整備費**）の**対象に追加**し、当該施設の**整備費全額を補助限度額に算入**（地区施設以外の調整池については整備費の1/3）

（※）令和3年度の都市計画法の改正により、新たに地区施設として位置づけられたものに限る

### 【拡充後の支援対象】

現行	拡充後
<b>浸水対策施設の対象</b> ・調整池	・調整池 ・ <b>雨水貯留施設、避難施設等</b> （地区施設に位置付けられたものに限る）
<b>補助限度額の対象</b> ・調整池の整備費×2/3	・調整池の整備費×1/3（地区施設以外） ・ <b>地区施設の整備費全額</b>

### 【支援対象施設のイメージ】

